

伊豆市監査委員 告示第5-1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年10月31日

伊豆市監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 三田 忠男

記

1. 監査の期日 平成25年10月25日（金）

2. 監査の対象 特定非営利活動法人伊豆市体育協会

3. 監査の方法

提出された監査資料等に基づき、関係する法人の説明を受けた後、事情聴取並びに関係書類の審査を行った。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲においては、関係法令等に準拠して執行されており、特に指摘事項はありません。

5. 監査の概要・意見

対象法人の監査結果の概要及び意見は、次のとおりです。

○ 特定非営利活動法人伊豆市体育協会（財政援助団体）

1. 事業の目的

本事業が特定非営利活動法人たる伊豆市体育協会の能力を活用しつつ、地域住民等に対する公共サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域福祉の一層の推進を図ることにあることを確認した。

2. 事業の現況

平成24年度については、11月よりグラウンド法面工事に入ったことにより利用が学校教育関係、市内スポーツ少年団、地区利用に制限されたこと。悪天候やインフルエンザにより平成25年1月から2月の利用件数、利用人数ともに大きく減少している。年間ではグラウンドは利用件数、利用者数ともに減少している。全体の利用者数については、総数は昨年に比べ30件減少の1,275件であった。利用人数が大きく減った原因としてグラウンド法面工事、体育館・グラウンドの利用団体（修善寺中学校・伊豆総合高校・スポーツ少年団・一般利用団体等）の構成人員の減少、定期利用の団体の廃部や統合が原因として考えられる。新規利用団体も増えており、今後とも再利用者の増加に向けてサービスの向上を図っていただきたい。

3. 組織体制

管理責任者兼館長 1 名、管理事務職員 1 名、管理業務員 5 名で組織が構成されていることを確認した。

4. 受託事業の執行状況

平成 25 年度 収入済額=12 分の 6 ヶ月 (6,022,800 円)

5. 平成 24 年度収支決算の状況

収入合計は 13,942 千円、支出合計は 13,209 千円、差引収支は 733 千円となっており、収入の主なものとは指定管理費 12,045 千円で 86.4%を占めている。また、支出の主なものとは人件費 6,018 千円で 43.2%、光熱費等 3,100 千円で 22.2%となっている。

6. 事業実施状況

総合型地域スポーツクラブ、アルテ伊豆で行われている子供体育教室は修善寺体育館で月 2 回開催されている。これは、カワイ体操教室から講師を招き、幼児から小学生を対象に開催。また、平成 24 年度よりこども課から受託した 3 歳児親子体操教室は、前期後期の計 24 回行われ毎回 30 名以上が参加している。

○平成 24 年度延べ参加者数

スロートレーニング教室 2,485 名、健康アップ教室 181 名、ふれあい 3 B 体操 30 名、子供体育教室 1,227 名、計 3,923 名、その他として修善寺体育館の市内利用者 18,234 名、市外利用者 3,029 名の計 21,263 名の利用と、修善寺グラウンドの市内利用者 13,246 名、市外利用者 1,446 名の計 14,692 名の利用が確認できた。

7. 今後の推進について

今後については、子供のためのスポーツから高齢者が参加できるスポーツに至るまで、誰もが気軽にスポーツに取り組み親しみを持てるよう、市民等への啓蒙と啓発のための情報発信をより強力に進めていただきたい。